

## 令和4年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議 議事録

日時 令和4年7月29日（金）午後2時から午後4時

場所 豊田市役所教育委員会会議室 ほか一部ZOOMを活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】近藤孝（愛知県社会福祉士会）、【副会長】杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、川上明子（愛知県司法書士会）、柴原弘明（豊田加茂医師会）、杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、浦川岳夫（豊田市基幹包括支援センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

なし

オブザーバー ※敬称略

鈴木尚人（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）

事務局

【福祉部】柴田福祉部長、柴田福祉部副部長、梅田社会福祉事務所長

【福祉総合相談課】橋本副課長、加藤（良）担当長、竹下主査、杉浦主査

【豊田市社会福祉協議会】永井くらし応援課長、八木センター長以下センター職員

傍聴者

なし

## 次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 令和4年度の協議会の進め方について
- 4 令和3年度協議会第3回会議における意見の整理について
- 5 議事内容
  - (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて（協議）
  - (2) とよた市民後見人の養成・共働（協議）
  - (3) 豊田市地域生活意思決定支援モデル事業の検討体制について（報告）

## 議事録（要旨）

### 1 開会・福祉部長挨拶

#### 【福祉部 柴田部長】

- ・本日は今年度最初の会議で、3つの議事についてご議論いただき。
- ・新型コロナウイルス感染症患者が急増しており、各々の分野で感染予防を呼びかけていただきたい。

### 2 委員・オブザーバー紹介

### 3 令和4年度の協議会の進め方について

（事務局より説明）

### 4 令和3年度協議会 第3回会議における意見の整理について

（事務局より説明）

#### 【柴原委員】

- ・身元保証会社に一定のけん制効果がありそう（本資料P2）という内容について、具体的にどのようなことをイメージしているのか教えていただきたい。

#### 【事務局（市）】

- ・近隣の市で、身元保証会社との契約内容に生存時の緊急連絡先だけでなく、死亡時に本人の財産を身元保証会社に寄付することも含んだ内容で契約していることが裁判になっており、社会的な問題となっている。
- ・このモデル事業で一定のルールを定めて社会に周知することで、まとめて契約するやり方ではない方法を社会に広めていきたい。

### 5 議事内容

#### (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて（協議）

（事務局より説明）

#### 【浦川委員】

- ・金融機関向け研修会（本資料P7）は令和2、3年度の実績が0で令和4年度は実施しているという説明だったが、どこに実施しているのか教えていただきたい。

**【事務局（市）】**

- ・令和4年度については豊田信用金庫に3回実施している。来年度以降は別の金融機関にも声をかけて周知を図っていきたい。

**【柴原委員】**

- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修（本資料P13）は弁護士会や司法書士会など専門職への研修を考えているのか？

**【事務局（センター）】**

- ・専門職に対しては各専門職団体が既に研修を実施しているため、センターが実施する研修では市民後見人に対して行っていく予定をしている。

**【杉本副会長】**

- ・高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり（本資料P8）について、懸案事項から重点取組へ移行する方向については心強く思う。
- ・障がい者虐待のケースについて、市役所内の仕組みがわかりにくくなっており、障がい福祉課の関与が見えにくい。
- ・特に施設による虐待の場合は監督権限がある障がい福祉課の関与が必要である。
- ・障がい者虐待のケースにおいて福祉総合相談課と障がい福祉課が連携して取り組んでいただきたいと考えているが、どのように考えているのか？

**【事務局（市）】**

- ・障がい者虐待の現在の流れについては、虐待の相談が福祉総合相談課に入った後、西三河圏域アドバイザーで本会議の委員である阪田委員に相談して、緊急性の判断やその後の対応を阪田委員と福祉総合相談課で一緒に進めている。
- ・施設従業員からの虐待のケースで施設の指定基準違反が原因として考えられる場合、指定基準の監督権限がある障がい福祉課の関与が必要と考えており、連携の取り方については考えていきたい。

**【杉本副会長】**

- ・福祉総合相談課ができる前は障がい福祉課が虐待対応をしており、施設の監督権限がある障がい福祉課の関与が非常に心強かった。
- ・今後、障がいのグループホームが豊田市に参入してきた場合に、監督権限がある障がい福祉課の関与も必要で、福祉総合相談課の対応だけでは個人の資質に委ねられてしまう。
- ・また、精神疾患の本人や家族への支援について保健支援課にも関与してもらい、関係部署が連携して対応していただきたい。

**【阪田委員】**

- ・豊田市役所の精神障がい分野が福祉部と保健部が分離されて、いい面と悪い面が

でてきていると感じている。

- ・具体的には精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの取組が福祉部と保健部で分かれており、部署連携をしている中でも漏れている部分があるので課題と感じている。

**【杉本副会長】**

- ・保健支援課がケースから離れているのが原因かもしれないが、実際のケース対応で情報が古いままで更新されていなかったり、慎重な発言が多いと感じている。

**【近藤会長】**

- ・関連した内容で、後見人が就任した経緯に障がい者への経済的虐待があったため、お小遣いを手渡しすることを関係者間で合意したにも関わらず、担当者の異動によって、後任の担当者にその内容が引き継ぎされていないケースがある。
- ・本人に関わる期間が長い後見人の立場からすると、担当者が交代した場合にそれまでの合意事項やケースの内容を引き継いでいく仕組みを考えていただきたい。

**【阪田委員】**

- ・豊田市地域生活意思決定支援モデル事業を丁寧にやっていくことで虐待が少なくなっていくと感じている。
- ・そこで、くらし応援資金の活用（本資料P9）として、このモデル事業の意思決定サポーターの研修費用として活用することを提案したい。
- ・午前中の会議（地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会合同会議）と重なる部分も多く、意思決定サポーターを増やしていくことが地域福祉の担い手づくりにもつながるため、検討をお願いしたい。

**【事務局（センター）】**

- ・このモデル事業の具体的な形が見えてきた段階で意思決定サポーターへのくらし応援資金の活用を検討していきたい。
- ・企業を巻き込んだ取組についてはホームページを立ち上げて周知を図っていききたい。

**【杉本副会長】**

- ・くらし応援資金の使い道については、できること、できないことを明確にしていきたい。

**【事務局（センター）】**

- ・現在のくらし応援資金の使い道としては市民後見人への報酬の補填になっており、その他の使い道について明確化できている部分が少ないため、阪田委員からの提案があった意思決定サポーターへの研修費用を検討していく。

**【近藤会長】**

- ・中間見直しのポイント整理（本資料P15）に関して承認でよければ挙手をお願い

いする。

(委員6名挙手(柴原委員は途中退席で欠席): 中間見直しの方針に関する承認)

## (2) とよた市民後見人の養成・共働について(協議)

(事務局より説明)

### 【杉村委員】

- ・市民後見人のこれまでの受任状況(本資料P19)の終了になっている3名について理由を教えてください。

### 【事務局(センター)】

- ・3名のうち2名は本人が亡くなっており、1名は家庭の介護を理由に辞任した。

### 【杉本副会長】

- ・養成講座の作成プロセスと内容について質問する。
- ・作成プロセスについては家庭裁判所との調整が必須で、なぜカリキュラムを変える必要があるのかを早めに家庭裁判所に説明する必要がある。
- ・豊田市の場合、市民後見人への選任が急速に進んでおり、これまでのカリキュラムの信頼が家庭裁判所にあることを忘れないでほしい。
- ・内容については、基礎講座と実務講座の内容が不十分で意見が言えない。
- ・もう1点、受任要件の見直しについては案件が不足しているのであれば、専門職へ積極的に声かけしてほしい。
- ・専門職は多忙で調整に時間がかかるリレー案件は後回しになりやすいため、センターから積極的に協力する姿勢を示して、専門職がリレー案件をお願いしやすくなる環境づくりが必要だと思う。

### 【事務局(センター)】

- ・専門職が忙しいことは十分承知しているが、認識不足であったため、待ちの姿勢ではなくセンターから積極的に専門職に声を掛けて、リレー案件が進むようにしていきたい。
- ・家庭裁判所との調整は内容が固まった時点で打合せを行っていきたい。

### 【杉本副会長】

- ・内容が固まる前の途中段階でも家庭裁判所への説明を早めをお願いしたい。

### 【川上委員】

- ・後見人の人材不足を課題として感じている。
- ・議事(1)の話になるが、任意後見制度の利用促進(本資料P13)について充実という方向性になっているが、これ以上の後見人を増やす取組をどのように進めていくかについて具体的になっているとよい。
- ・任意後見制度のセンターからの相談に対応するためには、誰が任意後見人になる

かという人材確保の視点も必要で、専門職を増やすだけでは限界があるため、市やセンターでも対応策を考えていただきたい。

【事務局（センター）】

- ・任意後見制度の相談が実際に入ってきているが、人材不足が課題になっている。

【杉本副会長】

- ・任意後見制度は慎重にすすめていただきたい。
- ・任意後見制度の相談がセンターに入った場合は、制度説明から専門職にお願いしていく対応がよいと思う。
- ・任意後見制度の悪い面を聞くこともあるため、任意後見制度を使わないで済むようなまちにすることに注力していただきたい。

【川上委員】

- ・杉本副会長の意見に同感で任意後見制度は慎重に行う必要があると感じている。
- ・任意後見制度のメリット、デメリットを周知することに注力していただきたい。

【事務局（センター）】

- ・現在の対応としては任意後見制度の相談が入った案件は、専門職相談会に回して専門職が説明している。
- ・現在の時点でセンターが任意後見人を受けるとは全く考えていない。

【近藤会長】

- ・市民後見人養成講座の見直し（本資料P22）に関して承認であれば挙手をお願いする。

（委員6名挙手（柴原委員は途中退席で欠席）：養成講座の見直しに関する承認）

### （3）豊田市地域生活意思決定支援モデル事業の検討体制について（報告）

（事務局より説明）

【杉村委員】

- ・西三河北部の医療ソーシャルワーカーの集まりで身寄りのない人の支援をテーマに研修を行っており、先日、厚生労働省の安藤様から豊田市地域生活意思決定支援モデル事業の講演をしていただいた。
- ・病院の対応として、成年後見制度は開始するまでに時間がかかることや、意思決定はできるが身動きができない人の対応が成年後見制度でできないことが課題になっている。
- ・施設入所の際に身寄りがいない人の身元保証と金銭管理が問題になっている。
- ・このモデル事業の取組が進んで豊田市が指定した業者が金銭管理できるようになると身元保証会社と契約しなくても施設入所が進みやすくなると思う。
- ・医療の意思決定の分野などでこのモデル事業が進むように協力していきたいと考えている。
- ・また、病院としてこのモデル事業に期待していることを伝えたい。

**【事務局（市）】**

- ・ このモデル事業と成年後見制度の違いを示すことが意義の一つと考えている。
- ・ また、このモデル事業の特徴として、実際にケースをやりながら仕組みを調整していくことができることが挙げられる。
- ・ 入院時の対応については医療機関の協力を得ながら進めていきたい。

**【名古屋家庭裁判所岡崎支部 鈴木主任書記官】**

- ・ 市民後見人の受任要件についてはこの会議の前に豊田市から報告を受けて、当支部内で情報共有している。
- ・ 今後も積極的にご連絡いただき、情報共有させていただきたい。